

窓の火災試験方法に関する統一解釈に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

IACS が 2006 年に採択した、FTP コードに対する IACS 統一解釈 FTP4 (Rev.1)は、タンカーの居住区前面壁に取り付ける窓の火災試験について、船舶に取り付けた際に外側となる面を加熱面とすること等を明確化している。

この程、IACS は現行の FTP コードとの整合性の担保を主な目的として、長期間改定の行われていない当該統一解釈の見直しを行った。その結果、IACS 統一解釈 FTP4 (Rev.1)中の参照番号等の修正が合意され、当該統一解釈の改正を 2022 年 11 月に IACS 統一解釈 FTP4 (Rev.2)として採択した。

今般、IACS UI FTP4(Rev.2)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 2010FTP コードの適用上、タンカーの居住区前面壁に取り付ける窓の火災試験の詳細について明記する。
- (2) その他、SOLAS 条約との整合性を図る観点から、外国籍船舶用要領における表現上の修正を行う。

「船用材料・機器等の承認及び認定要領」の一部を次のように改正する。

第4編 船体用非金属材料及び塗料

1章 防火構造材料の認定

1.2 定義

1.2.13 FTPコード

- 1. 「FTPコード」とは、鋼船規則 R 編 3.2.23 に定義されるものをいう。
- 2. FTPコードの適用上、次によること。

(2)として次の1号を加える。

(2) FTPコード ANNEX 1, PART 3, APPENDIX 2, A.I/2.2 関連

タンカーの居住区前面壁に取り付けられる窓については、A級仕切りの火災試験において、船舶に取り付けた際に外部に曝される面を試験炉の中で加熱に曝すこと。窓の試験体を取り付ける仕切りの防熱は、構造心材の加熱に曝されない面に施工すること。

(外国籍船舶用)

附属書 2 救助艇の原型承認試験及び製品検査の方法

1 章 救助艇の原型承認試験の方法

1.2 強度及び性能試験

1.2.1 固型救助艇 [7.1]

13 その他の性能試験

(1)を次のように改める。

(1) ~~艇内への収容試験~~担架搬入

Annex 1「救命艇の原型承認試験及び製品検査の方法」の 1.2.11-1. (~~艇内への収容試験~~担架搬入) による。

1.2.2 膨脹型救助艇 [7.2]

19 その他の性能試験

(1)を次のように改める。

(1) 担架搬入

Annex 1「救命艇の原型承認試験及び製品検査の方法」の 1.2.11-1. (~~艇内への収容試験~~担架搬入) による。

1.2.3 複合型救助艇

19 その他の性能試験

(1)を次のように改める。

(1) 担架搬入試験

Annex 1「救命艇の原型承認試験及び製品検査の方法」の 1.2.11-1.(2) (~~艇内への収容試験~~担架搬入) による。

1.2.4 固型高速救助艇 [7.4]

14 その他の性能試験

(1)を次のように改める。

(1) 担架搬入

Annex 1「救命艇の原型承認試験及び製品検査の方法」の 1.2.11-1. (~~艇内への収容試験~~担架搬入) による。

1.2.5 膨張型高速救助艇 [7.5]

19 その他の性能試験

(1)を次のように改める。

(1) 担架搬入

Annex 1「救命艇の原型承認試験及び製品検査の方法」の **1.2.11-1.** (~~艇内への収容試験~~担架搬入) による。

1.2.6 複合型高速救助艇 [7.6]

19 その他の性能試験

(1)を次のように改める。

(1) 担架搬入試験

Annex 1「救命艇の原型承認試験及び製品検査の方法」の **1.2.11-1.(2)** (~~艇内への収容試験~~担架搬入) による。